

## 災害時における電気自動車からの電力優先供給にかかる協定

大阪市福島区長（以下、「甲」という。）と株式会社オリーブキャブ大阪（以下、「乙」という。）は、災害発生時において、福島区内における災害時避難所での停電対策のため、電気自動車日産「リーフ」（同様の電力供給ができる後継車を含む）（以下、「リーフ等」という。）からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害発生時に、甲の要請によって、乙が電力供給に係る活動（以下、「本活動」という。）を行うために必要な事項を定めるものである。

### （電力供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が電力供給を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有するリーフ等からの電力供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行い、その様式は「災害時避難所における電気自動車からの電力供給協力要請書」（様式1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、または電話、電信その他の情報通信手段をもって要請し、以降速やかに文書を提出するものとする。

### （活動内容）

第3条 乙は、災害発生時に甲の要請があれば、可能な範囲で乙が保有するリーフ等2台を、パワーステーションを通じて災害時避難施設へ電力を供給するため、甲の指定に従って優先的に福島区内の災害時避難所へ配車する。

2 乙は、自らの被災等の理由で本活動ができない場合は、甲に対して遅滞なくその旨を伝えることとする。

3 乙は、本活動に際して、電力を受給する災害時避難所及び避難している被災者又は第三者に人的又は物的損害を与えないよう、必要な注意を払わなければならない。

4 乙は、本活動を行った場合、速やかにその活動実績を甲へ報告を行うこととする。

### （費用負担）

第4条 電力供給について、乙が保有するリーフ等の通常の保管場所において最大限まで充電し、甲が予め指定する災害時避難所までの走行にかかる電力を差し引いた残量を供給するものとする。

2 本活動に用いる資機材等の物件に係る費用、配車に係る費用、その他本活動に係る一切の費用は、乙がこれを負担する。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成27年3月13日から平成27年3月31日までとする。ただし、この有効期間の終了30日前までに、甲又は乙から、書面による別段の意思表示がないときは、更に1年間自動延長され、以後同様とする。

2 前項の規定に関わらず、リーフ等又はパワーステーションの生産終了等の後、福島区内において電力供給設備の更新ができなくなった場合、本協定は電力供給が不可能となった日をもって失効する。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成27年3月13日

甲 大阪市福島区大開1丁目8番1号  
大阪市福島区長

乙 大阪市淀川区三津屋南1丁目1番26号  
株式会社オリーブキャブ大阪  
代表取締役